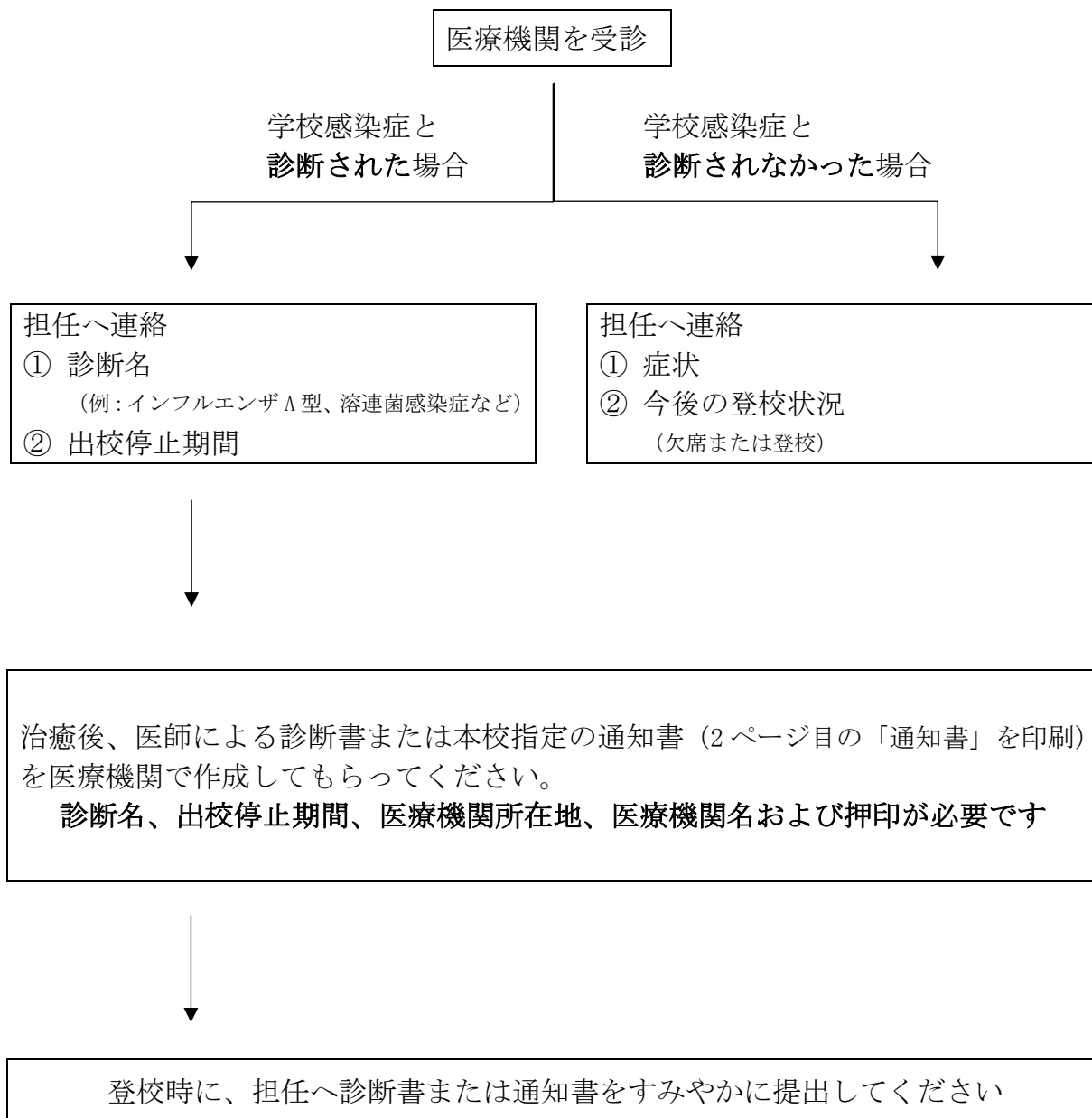


<学校感染症の対応について>

体調不良（高熱や強い症状）の場合、以下の流れで対応してください。



※「学校感染症」とは学校保健安全法施行規則第 18 条による学校において予防すべき感染症を指します。

享栄高等学校校長様

受診患者 _____ 様 (男・女)
平成 年 月 日生 才

通 知 書

上記の者は学校保健安全法第19条に基づく同施行規則第18条にあげられている「 _____ 」と診断致しました。

よって、 月 日から 月 日頃まで治療・休養を必要と認めますので通知致します。

平成 年 月 日

医療機関所在地及び名称

医 師 名

印

*学校保健安全法施行規則第18条による学校において予防すべき感染症の種類は次のとおりです。

第一種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群 (SARS)、急性灰白髄炎 (ポリオ)、中東呼吸器症候群 (MERS)、特定鳥インフルエンザ (H5N1 及び H7N9)

第二種 インフルエンザ (特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、結核、髄膜炎菌性髄膜炎

第三種 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症

(年 組)